

1 はじめに

総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式から、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する新しい落札方式として、公共事業では、平成11年度から実施されてきています。

本方式は、従来から一件毎に大蔵大臣と個別協議を行うことにより実施可能でしたが、平成12年3月に大蔵大臣との工事に関する総合評価落札方式についての包括協議が整ったことにより、大蔵大臣との個別協議が不要になり、さらに、公共工事発注機関による総合評価落札方式の標準ガイドラインがとりまとめられ、実施に伴う手続に関する通達が出されたことにより、一般競争入札、公募型指名競争入札で行う工事への適用の拡大が期待されてきました。

しかしながら、包括協議後の平成12年度、総合評価落札方式の案件が飛躍的に増えることはありませんでした。理由として、包括協議に先行して実施された、今井1号橋撤去工事、五十里ダム施設改良本体工事における、工事価格以外の要素の貨幣換算評価が、費用便益分析手法の準用、補償費の評価のように、説明性の高いものが用いられ、総合評価落札方式として、模範的な工事であったために、その手法を模倣するようなアプローチでは、案件の形成が困難だったことが挙げられます。

このような背景のもと、国土技術政策総合研究所（以下、「国総研」という）総合技術政策研究センターにおいては、包括協議、標準ガイドラインの解説、それらの範囲内での新しい実施パターンの提案等含めた地方整備局での説明会の開催、個別案件の相談等を実施し、総合評価落札方式の普及に務めてきました。

さらに、国土交通省においては、平成14年3月27日の公共工事の入札契約の適正化徹底のための方策検討委員会の報告において、平成14年度発注予定金額の約2割を目標に取り組むことを示し、また、平成14年6月には、全ての評価項目が必須以外項目である工事について、標準的に加算点を10点とする旨の通達を出し、さらなる適用の拡大を図る環境を整備してきました。

本冊子は、包括協議、標準ガイドラインの解説、国総研において収集したこれまでの実施事例をとりまとめて、手引き・事例集（第1集案）としたものです。本手引き・事例集が、総合評価落札方式に携わる現場の担当者に参考になることを切に希望します。

最後に、平成14年6月の通達で、国総研が総合評価落札方式の実施事例を収集評価し、加算点の配点割合を見直す役割を担うことになりました。従来よりも増して現場と国総研が連携をとっていくことが重要になります。関係各位のご協力をお願い申し上げます。

国土交通省国土技術政策総合研究所
総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室

平成14年7月